

<特別徴収を継続する場合における異動届出書の記入箇所>

※旧特別徴収義務者は赤枠の箇所に必要事項を記入し、新特別徴収義務者に渡してください。

新特別徴収義務者は、旧特別徴収義務者から受け取った異動届を確認の上、黒枠の箇所に必要事項を記入し、大田区に提出してください。

		1 現年度		2 新年度		3 両年度	
<p>給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書</p> <p>○異動があった場合は、速やかに提出してください。</p>		<p>※区処理欄</p>					
<p>令和 年 月 日提出 (宛先) 大田区長</p>		<p>住所(居所)又は所在地 フリガナ 氏名又は名称</p>		<p>特別徴収義務者 指定番号 宛名番号</p>		<p>※市区町村ごとに異なります。</p>	
<p>受給者番号 フリガナ 氏名</p>		<p>特別徴収税額 (年税額)</p>		<p>徴収済額</p>		<p>未徴収税額 (ア)-(イ)</p>	
<p>生年月日 個人番号</p>		<p>1月1日現在の住所 給与の支払を受けなくなった後の住所</p>		<p>異動の事由 1 退職 2 転勤 3 異動 4 休職 5 長期欠勤 6 死亡 7 会社解散 8 住所誤報 9 その他(特別徴収不可)</p>		<p>異動後の未徴収税額の徴収 1 特別徴収継続(一括徴収) 1月以降(月額) 2 月分(月分)で納入 3 普通徴収(本人納付) 理由</p>	
<p>○給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。</p>		<p>一括徴収の理由</p>		<p>徴収予定</p>		<p>控除社会保険料額</p>	
<p>1 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため</p>		<p>2 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため</p>		<p>徴収予定月 徴収予定額 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)</p>		<p>※「9その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。</p>	
<p>○死亡退職で、相続人を指定している場合は、次の欄にも記入してください。</p>		<p>相続人の氏名等 氏名 住所 続柄 電話</p>		<p>1 (普C) 給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が100万円以下)</p>		<p>2 (普D) 給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月でない)</p>	
<p>○本職(本職)等による特別徴収届出書</p>		<p>新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名</p>		<p>法人番号</p>		<p>受給者番号</p>	
<p>新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名</p>		<p>新特別徴収義務者が 必要箇所をご記入ください。</p>		<p>提出先⇒大田区納税課 特別徴収(〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号)</p>		<p>要・不要</p>	

旧特別徴収義務者が
必要箇所をご記入ください。

記入不要

記入不要

新特別徴収義務者が
必要箇所をご記入ください。